

(第3回) 契約変更の内容

| | |
|-----------------|--|
| 契 約 変 更 年 月 日 | 令和 7年11月25日 |
| 契 約 業 者 名 | 株式会社綜合技術コンサルタント 東京支社 |
| 契 約 業 者 の 住 所 | 江東区亀戸7-6-4 |
| 業 務 の 名 称 | R6圏央道栄・戸塚IC間構造物設計業務 |
| 業 務 場 所 | 自 神奈川県横浜市栄区田谷町地先 至 神奈川県横浜市戸塚区汲沢町地先 |
| 業 種 区 分 | 土木関係建設コンサルタント業務 |
| 業 務 概 要 | 圏央道（高速横浜環状南線）の栄から戸塚ICにおいて、既往の設計成果を踏まえ、構造物設計を行う。 |
| 履 行 期 間 (自) | 令和 6年 9月21日 |
| 履 行 期 間 (至) | 令和 7年12月19日 |
| 変 更 前 の 契 約 金 額 | 34,881,000円（税込み） |
| 変 更 金 額 | -3,278,000円（税込み） |
| 変 更 後 の 契 約 金 額 | 31,603,000円（税込み） |
| 変 更 理 由 | <p>1. 調整池設計 関係機との協議の結果、調整池の構造について調整が必要となつたため、調整池設計のうち、構造物等の設計を減工する。</p> <p>2. 一般構造物設計 現地精査の結果、構造物が支障となることが確認されたため、複数案の比較検討を実施し、比較検討の結果有利となつた自立式擁壁設計を数量精査（増）する。</p> <p>3. 仮設構造物設計 ・現地調査の結果、土留工の修正設計が必要となつたため、土留工詳細設計を追加する。 ・現地調査の結果、道路側の土留工が必要となつたため、自立式土留工詳細設計を追加する。</p> <p>4. 履行期間 上記内容の変更により、令和7年12月19日までとする</p> |